

長門地域農業再生協議会 水田フル活用ビジョン

第1 地域水田農業の現状及び水田活用の課題

1 地域水田農業の現状

長門大津地域は、山口県北西部の山と日本海、水田、畑がおりなす、自然豊かな場所に位置する。平成 17 年 3 月 22 日に一市三町が合併し長門市となり、長門地区、三隅地区、日置地区、油谷地区からなる。

農業生産の基幹作物は水稻で、水田面積はおよそ 2,671ha、水稻作付面積は平成 30 年度でおよそ 1,291 ha、推定収穫量は 10 万俵(平年作)。気候は比較的温暖である。

作付地帯区分としては各地区中央の平野部、向津具・宇津賀地区及び日置地区北部の棚田地帯、長門地区俵山、真木・渋木の比較的冷涼な気候の地帯に分類される。

個別農家の状況(経営規模)

(平成 30 年度水稻細目書)

地 域 \ 経営規模	2ha 未満	2ha 以上 4ha 未満	4ha 以上 10ha 未満	10ha 以上
深 川	353 戸	7 戸	4 戸	1 戸
俵 山	94 戸	5 戸	1 戸	2 戸
仙 崎	45 戸	1 戸	0 戸	0 戸
三 隅	272 戸	3 戸	5 戸	1 戸
日 置	205 戸	16 戸	14 戸	0 戸
油 谷	132 戸	17 戸	8 戸	6 戸
宇津賀	71 戸	2 戸	3 戸	0 戸
向津具	92 戸	6 戸	1 戸	0 戸
計	1,264 戸	57 戸	36 戸	10 戸

集落営農組織の状況

(平成 30 年度市調べ)

地 域 \ 区 分	集落営農法人	中山間直接支払協定数
深 川	3	18
俵 山	3	10
仙 崎	1	1
三 隅	6	17
日 置	6	18
油 谷	4	15
宇津賀	0	6
向津具	0	9
計	23	94

(1) 水稻

水稻作付け農家戸数は1,367戸、1戸あたりの平均水稻作付面積は長門地区75.31a、三隅地区67.4a、日置地区119.88a、油谷地区128.35a、全体平均で94.46aである。利用集積され法人化された集団は23である。経営規模が4haを超える農家は46戸で大半が日置・油谷地域に集中している。高齢化による人手不足の中、地域を支える担い手に託すところが多い。

(2) その他農産物(共販品目について)

特産野菜の主要共販品目とその販売高は、イチゴ5,731万円、青ネギ954万円、花卉288万円、スカカ1,694万円、はなっこりー981万円、伝統野菜の田屋なす75万円、長門ゆずきち334万円となっており、その他はナス、ビワ、キャベツ、トマト、レタス、柑橘、タマネギ等が生産されている。(平成31年3月現在)

(3) その他少量多品目野菜等について

管内には公設の市場として長門地方卸売市場、その他JAが関わる直売施設として、日置ふれあい市場、油谷農産物等直売所がある。少量多品目野菜は主にこれらの市場を経由して地元で消費されている。

平成26年5月29日に長門市、深川養鶏農業協同組合、長門大津農業協同組合(現在:山口県農業協同組合長門統括本部、以下、JA)、山口県漁港の4団体が共同出資し、ながと物産合同会社(LLC)を設立した。農産物では伝統野菜である田屋なす、長門ゆずきち、白オクラを同社を通し首都圏での販売経路を模索している。

(4) 管内の畜産について

管内では、肉用牛農家92戸で肉用牛1,871頭(うち繁殖牛(黒毛和種)947頭、肥育牛436頭:平成31年2月1日現在)を飼育し、繁殖雌牛については対県比21%を占める県内有数の子牛生産地域である。また、肥育部門では、肥育技術が高く高品質な肉牛生産地として評価され、地域ブランドである「長州ながと和牛」の生産に取り組んでいる。

養豚部門においても、4,299頭を飼育し、「長門三元豚」として「Aコープながと」での販売にも取り組んでいる。また、管内には専門JAとしてJA深川養鶏が肉用鶏1,008,135羽を飼養しており、当地域は県内最大の畜産地帯である。(平成31年2月1日現在)

しかしながら、畜産農家では後継者不在等により飼養規模、農家戸数の減少が懸念されており、今後とも畜産振興を図っていくためには、担い手を育成するための経営基盤強化対策に取り組む必要がある。

2 作物振興及び水田活用の課題

新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、米政策改革や経営所得安定対策等への対策・対応を行うと共に、地域農業の振興を図るには、「ひとづくり」、「ものづくり」、「しくみづくり」の施策が互いに連携し、三位一体の総合的な対策が重要となる。

「ひとづくり」については、『①水田農業の主たる担い手となる認定農業者・集落営農法人育成』、『②

新規就農者の育成確保』、『ものづくり』については、主たる担い手に加え、女性、高齢者等地域内の多様な担い手を巻き込んで進める『③多様な担い手を活かした水田の有効活用と園芸作物の振興』、『売』というキーワードの基に『④売れるものづくりの実践』、『しくみづくり』については、『⑤地域内連携の更なる強化』、『⑥地帯別対策』を柱とする。

(1) 水田農業の主たる担い手となる認定農業者・集落営農法人の育成

米政策改革大綱の実施に伴う産地間競争の激化による米価下落や、今後の農家の減少・高齢化に対応するため、担い手の明確化が求められている。このような状況の中、個別経営体については、営農の継続・発展を図るため、経営改善計画の策定及び認定農業者への誘導を行う。

また、新たな地域の担い手となる集落等をエリアとする集落営農法人の設立誘導・支援を行うとともに、J A出資型集落営農法人連合体との連携を図る。さらには、集落内の多様な人材の活用や地域の他産業(食品産業、建設業、販売業、観光業等)との連携を行い、加工・販売部門も視野に入れた複合経営体への育成を支援する。

(2) 新規就農者等の育成確保

担い手の高齢化や農家の減少が進む中、新規就農者の育成確保は最重要課題である。

そこで、新規就農者の育成確保に向け、関係機関が連携し支援体制を整備し、アンテナを広げて希望者を見いだすと共に、各種支援策を最大限活用して、スムーズな経営開始や早期の経営安定に向けた支援を行う。農業生産法人等への新たな人材の受入や定着を促進するため、受け皿である法人の体制強化や新規就業者用住宅の確保を支援する「新規就業者等産地拡大促進事業」を活用し、新規就農・就業者が地域に定着するしくみを構築する。

J A出資型集落営農法人連合体である(株)三隅農場、(株)長門西、(株)アグリベンチャー俵山、加えて一般社団法人アグリながとにおいても積極的に若い担い手との連携を強化する必要がある。

また、女性、高齢者、定年帰農者等の多様な担い手が新たに園芸作物に取り組めるよう誘導が必要である。具体的には、チャレンジ営農講座の活用等により担い手育成を進め、朝市や直売所への出荷や共販品目の栽培へ誘導する。

(3) 多様な担い手を活かした水田の有効活用と、園芸作物の振興

水田農業における農地の維持・有効活用を図る上で、生産の目安として配分された米の生産数量目標の100%達成を推進する。同時に水稻を作付けしない農地の有効活用は重要な課題であることから、大面積をカバーできる大豆・飼料作物・新規需用米等を中心とした土地利用型作物、たまねぎやキャベツ等の園芸作物の作付け推進強化に迫られている。

①大豆作付けの推進

法人組織等は増加傾向にあるが作付面積、収量及び所得向上には繋がっていない。今後は、単収・品質向上を目的とした、営農指導体制の構築を図る。

②麦作付けの推進

農業所得の向上が喫緊の課題。集落営農法人を対象に排水、土づくり対策と併せて、面積拡大及び単収向上を図る。

③飼料用米の推進

地元深川養鶏農協と連携して飼料用米生産者協議会を開催し、面積拡大及び単収向上の研修を重ねてはきたが、需要量までには届いていない。多収品種への切り替えや更なる面積拡大推進が課題となっている。

④園芸作物の推進

安定した需要に応えることが出来ていない現状の中、法人組織・女性・高齢者・定年帰農者等の多様な担い手の育成により、生産規模を維持・拡大する。高齢化の進展が著しい昨今、生産部会の取り組みの強化とともに、新規栽培者の掘り起こしが必要。また、肥料代高騰に対応するため、低コスト化の取り組みから面積の拡大が課題。

(4) 売れるものづくりの実践

ア マーケットの把握

JAは、振興作物の確実な生産量の維持確保のため主体的なマーケティングリサーチを行い、販売戦略に基づいた需要情報を生産者へ発信する。

イ 売れるコメづくり

JAの販売戦略のもと、中山間地域及び棚田地帯では地域の特色を活かした付加価値のある米を、平坦部では法人協による特別栽培米を生産し、卸売業者との契約栽培により供給・実践する。また需要情報に基づいた個別農業者に対する品種誘導を行う。

(5) 地域内連携の更なる強化

水田農業の担い手となる認定農業者や集落営農法人の育成、地域の特性を生かした園芸産地の育成をさらに推進し、同時にこれらの取組を地域の関係者が一体となって、統一的・総合的に実践する体制整備・しくみづくりを行うことが重要である。

そこで、法人協を核として、管内で重要なウエイトを占める畜産農家との関係を強化する耕畜連携、管内の1次産業(農林水産物)、2次産業(製造・加工)、3次産業(販売・サービス)が密接に連携する農商工連携の推進等、地域内連携の更なる強化を目指す。

ア 地区農業支援機能の強化

長門地区・三隅地区・日置地区・油谷地区に設置されている地区農業支援会議を核に集落営農法人の育成を支援するとともに、新たなJA出資型集落営農法人連合体、一般社団法人アグリながととの連携を図る。また農地の出し手と農地の受け手との条件調整・仲介の実施、耕畜連携の推進を行いながら、農業支援について関係機関との情報共有と連携を強化する。

イ 耕畜連携

水田を有効に活用し、WCS用稲・稲わら・飼料作物等の自給粗飼料の確保と生産コストの低減による畜産農家の経営安定化。

a. 粗飼料地域内自給システムの構築

コントラクター(飼料作請負集団)システムに向けた取組を進め、畜産農家と耕種農家の地域内連携の強化。

b. 地域内循環型農業の構築

地力の増進による農産物の安定生産に取り組むため、地域内にある稲わら畜産農家の堆肥を有効に活用した循環型農業の構築。

ウ 6次産業化の推進

a. 地産地消の推進

地産地消に向けた地区内の啓発活動の推進と取組に対する支援を行い、地域食材・農産物の宿泊施設や学校給食での利用を促進し、地域内消費の拡大に取り組む。また、地元企業との連携を強化し、市場出荷できない農産物の有効活用の強化が必要である。

b. 特産品開発の推進

地域の新鮮で安全な農産物を活用した、安心できる食品等の特産品開発を推進する。また、地域の飲食店やレストラン、土産物等の販売業者とも連携し、特産品や郷土料理の提供を促進する。

(6) 地帯別対策

中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金を活用した、水田農業の維持・農地の保全を目的としたしくみづくりを行う。

ア 中山間地帯を中心とした高付加価値型コメ作り戦略の推進

穂垂米・棚田米を中心とした米戦略を積極的に推進し、有利販売をめざす。

イ 水田放牧等の積極的な取組

水田での飼料作物生産、条件不利地での放牧利用（山口型放牧）等を推進強化が必要。

ウ 新規作物の導入による新たな果樹・園芸産地づくり

立地条件を活かした果樹や野菜等の産地づくりを推進する。販売ルートとして農産物直売所や長門市場等の活用を図る。

エ 地域住民・学校等との連携

地域内の住民や学校等の理解を得て、農地・農村環境の維持・改善を共に行うしくみを構築する。また、水田オーナー制度やグリーンツーリズム等、農業・農村環境を活かした新たな観光産業の創造を図る。

3 担い手の明確化

長門大津地区における担い手の要件及び育成の方向は次の通りである。

(1) 担い手の分類

①個別経営の担い手

ア. 認定農業者

イ. 新規就農者

ウ. その他(生産部会加入者等)

(「人・農地プラン」で取りまとめられた地域の核となる担い手)

②組織経営の担い手

- ア. 集落営農法人(認定農業者等)
- イ. JA出資型集落営農法人連合体
- ウ. 一般社団法人
- エ. その他任意組織
(特定農業団体及びこれに準ずる組織)
(営農組合)
(「人・農地プラン」で取りまとめられた地域の核となる担い手)

(2) 担い手への支援対象要件

米の生産数量目標に従って生産・販売を行った生産者で、認定農業者や新規就農者、または生産部会等へ参加し、地域振興品目等の生産を行っている者。

(3) 担い手育成の将来方向

地域の農業者の創意工夫を活かしつつ、認定農業者や新規就農者、農作業受託組織等の担い手を育成するとともに、個別完結型の営農から農業経営の効率化や高付加価値化に向けた複数集落をエリアとする営農組合や農業生産法人等の組織化を図り、自立を目指し、地域を支える多様な担い手を育成する。

第2 具体的な目標

1 水稻作付け及び振興方針

水稻育苗施設、自動ラック式低温倉庫、JA栽培履歴システムを活用し、消費者が求める産地として「結びつき米」の推進を図る。

米の販売価格が低迷する中、畜産堆肥等地域資源を有効に活用した取組や、地帯別の特色を活かした中山間・棚田地域での付加価値米、その他平坦地の減農薬米や低コスト米等を中心に売れる米づくりを推進する。

(1) 地帯別の作付けにかかる誘導方向

地区	地帯・地区	推進品種等	誘導方向
深川	平坦地	コシヒカリ ひとめぼれ ヒノヒカリ きぬむすめ	ライスセンター・ラック倉庫を核とした品質の均一化・ロット確保。 育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 市場ニーズに応じた品種構成への作付誘導。 契約栽培米「米づくり農家の自信作」の生産拡大、栽培技術の向上(法人)。
	真木・渋木	コシヒカリ ひとめぼれ	育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 無人ヘリ防除による作業省力化の推進・拡大。 契約栽培米「穂垂米」の生産拡大、栽培技術の向上。
俵山	全域	コシヒカリ ひとめぼれ	育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 無人ヘリ、ドローンでの防除による作業省力化の推進・拡大。 契約栽培米「穂垂米」の生産拡大、栽培技術の向上。

仙崎	全域	コシヒカリ ひとめぼれ	ライスセンター・ラック倉庫を核とした品質の均一化・ロット確保。 育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。
三隅	全域	コシヒカリ ひとめぼれ ヒノヒカリ きぬむすめ	ライスセンター・ラック倉庫を核とした品質の均一化・ロット確保。 育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 市場ニーズに応じた品種構成への作付誘導。 契約栽培米「米づくり農家の自信作」の生産拡大、栽培技術の向上(法人)。 無人ヘリ、ドローンでの防除による作業省力化の推進・拡大。
日置	棚田	コシヒカリ ヒノヒカリ きぬむすめ ひとめぼれ	育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 無人ヘリ防除による作業省力化の推進・拡大。 契約栽培米「棚田米」の生産拡大、栽培技術の向上。
	平坦地	コシヒカリ ヒノヒカリ きぬむすめ ひとめぼれ	ライスセンター・ラック倉庫を核とした品質の均一化・ロット確保。 育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 無人ヘリ防除による作業省力化の推進・拡大。 市場ニーズに応じた品種構成への作付誘導。
油谷	棚田	コシヒカリ ひとめぼれ ヒノヒカリ きぬむすめ	育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 無人ヘリ、ドローンでの防除による作業省力化の推進・拡大。 契約栽培米「棚田米」の生産拡大、栽培技術の向上。
	平坦地	コシヒカリ ひとめぼれ ヒノヒカリ きぬむすめ	ラック倉庫を核とした品質の均一化・ロット確保。 育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 無人ヘリ、ドローンでの防除による作業省力化の推進・拡大。 市場ニーズに応じた品種構成への作付誘導。 契約栽培米「米づくり農家の自信作」の生産拡大、栽培技術の向上(法人)。 JA出資型集落営農法人連合体による「粒美人」の生産拡大。
宇津賀	全域	コシヒカリ ひとめぼれ ヒノヒカリ きぬむすめ	育苗施設を活用した減農薬栽培、低コスト栽培の推進・拡大。 契約栽培米「棚田米」の生産拡大、栽培技術の向上。 地域米としての生産拡大。
向津具	全域		

(2)地帯別主要品種、作付計画、集荷計画(令和元年目標)

面積:ha 集荷:俵

	-	深川	俵山	仙崎	三隅	日置	油谷	宇津賀	向津具	合計
コシヒカリ	面積	72.0	66.1	8.0	86.1	89.1	67.3	27.5	14.1	430.2
	集荷	1,500	2,000	250	2,600	3,300	3,100	800	300	13,850
ひとめぼれ	面積	129.0	56.2	7.7	63.3	56.7	141.7	34.4	25.3	514.3
	集荷	5,800	2,600	200	3,000	2,800	8,000	1,300	1,300	25,000
晴るる	面積					5.4				5.4
	集荷					400				400
ヒノヒカリ	面積	11.2			21.8	20.5	6.2	5.2	11.6	76.5
	集荷	400			700	1,100	300	200	250	2,950
きぬむすめ	面積	8.6			5.7	92.3	42.7	6.9	22.9	179.1
	集荷	400			400	7,000	2,500	200	800	11,300
計	面積	220.8	122.3	15.7	176.9	264.0	257.9	74.0	73.9	1,205.5
	集荷	8,100	4,600	450	6,700	14,600	13,900	2,500	2,650	53,500

2 水稻以外の作物作付け及び振興方針

(1) 麦・大豆・飼料作物・飼料用米の作付けにかかる誘導方向

ア 麦・大豆

法人等による農地集積、作業の集約化による生産コストの低減、二毛作による農地の高度化を推進する。また、中核経営体を核とした効率的な生産拡大体制の構築及び労力確保に向け集落営農法人連合体等との連携による担い手の作付け拡大を図る。

イ 飼料作物

米を作付けしない水田を有効に活用し、自給飼料の確保と生産コストの低減による畜産農家の経営安定、耕畜連携(水田放牧・資源循環)及び二毛作による農地の高度化を図る。また、担い手、法人等に飼料作物等の作付けを誘導した水田をフルに活用し、経営規模の拡大を図る。

ウ 飼料用米

県内実需者の需要量に応じた生産拡大を行い、集落営農法人連合体等との連携強化による安定した生産・供給体制の構築を図る。また、多収品種導入による収量向上や生産コストの低減、耕畜連携(わら利用)の推進を図る。

エ WCS用稲

コントラクター組織の参画を進め、畜産農家と耕種農家の地域内連携の強化を図る。また、耕畜連携(資源循環)を推進し、法人等による作付け拡大を図る。

(2) 高収益作物(園芸作物等)

ア 県重点推進作物(土地利用型野菜・集約型野菜)

水田フル活用ビジョンに位置づけられた法人や担い手、生産部会及び農業企業集落営農法人連合体等との連携強化による作付け拡大により、農業者の収益力の向上を図る。また、加工・業務用として実需者と結びついた計画的な生産・供給体制を構築し、生産コストの低減、機械化による作業の省力化を図る。

イ 地域推進作物

県重点推進作物と同様に、地域で推進する作物についても需要に応じた品質及びロットを確保するため、法人や生産部会による作付け拡大を図る。

(3) その他

担い手の高齢化が進み、労働力不足が深刻となっている中、先端技術等を活用するスマート農業を導入することにより、農作業における省力・軽労化を進めるとともに、精密化による高品質生産の実現、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等を図る。

(4) 作物ごとの作付予定面積

作物		前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020 年度の作付目標面積 (ha)
水田面積		2,671	2,671	2,671
耕作可能水田面積		2,517	2,517	2,517
主食用米		1,291.3	1,300.0	1,310.0
飼料用米		277.1	280.0	290.0
WCS用稲		32.3	34.0	34.0
麦		49.4	52.0	57.0
大豆		131.1	134.2	139.0
飼料作物		285.2	287.0	289.0
作付面積計		35.11	36.53	38.07
県重点野菜(土地利用型)	たまねぎ	3.14	3.30	3.50
	キャベツ	4.56	4.70	5.00
	ばれいしょ	1.04	1.10	1.30
	かぼちゃ(ミニカボチャ含む)	2.47	2.50	2.60
	はなっこりー	4.74	4.80	4.90
	にんじん	0.43	0.55	0.60
県重点野菜(土地利用型)	トマト(ミニトマト含む)	2.82	3.10	3.30
	イチゴ	2.35	2.35	2.44
	アスパラガス	0.01	0.01	0.01
	リンドウ(西京シリーズ)	-	-	-
	ユリ(プチシリーズ)	-	0.30	0.30
その他野菜・果樹・花き等	なす(田屋なす含む)	1.84	1.90	2.00
	スイカ	4.37	4.50	4.70
	メロン	0.23	0.20	0.20
	白オクラ	0.42	0.50	0.50
	レタス	0.45	0.45	0.45
	ねぎ	2.08	2.08	2.08
	花卉(葉ボタン、ガーベラ、ユリ)	0.87	0.90	0.90
	びわ	0.36	0.36	0.36
	長門ゆずきち	2.93	2.93	2.93

(5) 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(2018 年度)	(2020 年度)
1-1 1-2	麦(基幹作・二毛作)	戦略作物法人加算	作付面積 (ha)	47.9	56.4
			法人等割合 (%)	96.9	98.9
	大豆(基幹作・二毛作)		作付面積 (ha)	126.0	135.0
			法人等割合 (%)	96.0	97.1
	飼料作物等(基幹作・二毛作)		作付面積 (ha)	74.8	78.0
			法人等割合 (%)	26.2	27.0
	WCS 用稲(基幹作・二毛作)		作付面積 (ha)	8.3	9.5
法人等割合 (%)		25.8	27.9		
2-1 2-2	たまねぎ、キャベツ、ばれいしょ、かぼちゃ(ミニカボチャ含む)、にんじん、はなっこりー (基幹作・二毛作) トマト(ミニトマト含む)、イチゴ、アスパラガス、リンドウ(西京シリーズ)、ユリ(プチシリーズ等) (基幹作) なす(田屋なす含む)、スイカ、メロン、白オクラ、レタス、ねぎ、びわ、長門ゆずさち、葉ボタン、ユリ、ガーベラ (基幹作・二毛作)	法人等育成加算	取組面積 (ha)	8.9	10.2
3-1 3-2	たまねぎ、キャベツ、ばれいしょ、かぼちゃ(ミニカボチャ含む)、にんじん、はなっこりー (基幹作・二毛作) トマト(ミニトマト含む)、イチゴ、アスパラガス、リンドウ(西京シリーズ)、ユリ(プチシリーズ等) (基幹作) なす(田屋なす含む)、スイカ、メロン、白オクラ、レタス、ねぎ、びわ、長門ゆずさち、葉ボタン、ユリ、ガーベラ (基幹作・二毛作)	地域作物推進加算	取組面積 (ha)	16.6	18.9
4-1	飼料用米(基幹作)	耕畜連携加算 (わら利用)	取組面積 (ha)	209.5	225.0
4-2 4-3	飼料作物(基幹作・二毛作)	耕畜連携加算 (水田放牧)	取組面積 (ha)	15.4	22.0
4-4	粗飼料作物等(基幹作)	耕畜連携加算 (資源循環)	取組面積 (ha)	32.4	34.0
5-1 5-2	麦(基幹作、二毛作)、大豆、飼料用米(基幹作) たまねぎ、キャベツ、はなっこりー、にんじん(基幹作・二毛作) トマト(ミニトマト含む)(基幹作)	振興品目連携強化加算	取組面積 (ha)	－	25.0

6-1 6-2	たまねぎ、キャベツ、ばれいしょ、にんじん、はなっこりー、ユリ (基幹作・二毛作)	機械利用推進加算	取組面積 (ha)	－	7.0
7	トマト、イチゴ、ユリ(基幹作) 田屋なす、メロン、レタス、ねぎ、びわ、ガーベラ(基幹作)	スマート農業推進加算	取組面積 (ha)	－	1.5
8	飼料用米(基幹作)	安定供給加算	取組面積 (ha)	276.1	285.0
			単収(kg)	496	496

3 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

(1) 認定農業者、集落経営体の育成

平成 24 年度から取り組んでいる人・農地プラン作成事業により、長門市では認定農業者等を中心となる担い手に位置づけ、管内の大半を占める小規模個別完結型の営農から脱却して、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を育成する。

ア 農業再生協議会の役割

集落等での話し合い活動を支援するとともに、本ビジョンに明確化された個別経営体、集落営農法人等に対して総合的な支援を行う。

イ 集落内での話し合い活動の推進

各集落ごとに、話し合い等の活動を推進し、その取りまとめ役となる「話し合いリーダー」の発掘を進める。リーダーを中心として話し合い活動を進め、地域の意向をとりまとめる。また農業支援部署等を中心として、話し合いリーダーを対象とした研修会の開催や情報提供等を通じて、話し合い活動に向けた支援等を行う。

ウ 組織化の目標規模、範囲の決定

話し合い活動の結果(集落の意向等)を踏まえ、当地域の水田農業のあるべき姿を目指し、大字、農区、用水流域等を基本として合意形成が図られた集落においては、農地の出し手の組織化(農用地利用改善団体等)を進めるとともに、担い手や農地の集積目標等を明確化した集落営農のしくみづくりを支援する。

エ 集落営農法人等の育成

a. 組織化の推進

地域内における中核的担い手を核に、作物の団地化、農作業の効率化を図るための組織化を推進し、農地の利用集積や農作業の受託等による経営の充実が図られるよう支援する。

b. 組織の支援

水稻作を中心に大豆等の土地利用型作物を組み合わせた効率的かつ安定的な水田農業の展開をめざす組織を集落経営体として位置づけ、総合的な支援を講じることによりその育成を図る。

c. 土地利用型作物(戦略作物)の作付推進

戦略作物生産に必要な大型機械の導入や乾燥・調製施設等の整備を支援し、集落経営体等による全作業受託への取組を図る等、土地利用型作物の作付けを推進する。

d. 農地を安心して託せる体制づくり

農地所有者等が安心して農地を託せることができ、農地の団地化や集団化等を円滑に推進するためのシステム構築を目指す。

e. 集落営農法人連合体の設立支援

新規事業展開、若い担い手の育成や雇用創出に向けた活動を支援する。

f. 一般社団法人との連携強化

(2) 土地利用集積の具体的目標

農業者の減少や高齢化が進む中、本市農業が持続的に発展できるよう、一市一農場推進室や農業委員会、山口県農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を加速し効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域農業の相当部分を担うことのできる生産構造を実現する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

(単位:ha)

	2018 年度実績(現状)		2020 年度目標		担い手 集積面積 ②－①
	担い手 集積面積 ①	うち 集落営農法人	担い手 集積面積 ②	うち 集落営農法人	
長門市	1,070	457	1,500	1,000	430

第3 ビジョン実践のための手段

(1) 基本的な考え方

国においては、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能を発揮させるための施策として、平成 25 年度から経営所得安定対策が本格実施された。

この農政の大転換は、今後の農業に対してその収益構造を大きく変化させ様々な意味で地域農業の方向づけを検討することが求められている。

長門大津地域の特色ある水田農業の発展を図りながら米の需給調整の的確な実施を確保するため、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図る取組について支援する。

ア 米の需給調整の推進に資する取組

イ 水田を活用した作物の産地づくりの推進に資する取組

ウ 水田農業の構造改革の推進(担い手の育成)に資する取組

(2) 交付金の活用方法

ア 米の需給調整の推進

イ 水田を活用した作物の産地づくりの推進

a. 戦略作物の作付推進

b. 園芸作物の作付推進

ウ 水田農業の構造改革の推進

a. 担い手への農地利用集積の推進

b. 耕畜連携に資する取組

(3) 交付金の配分調整方法

ア 配分総額が決定したのち次の方法でおこなう。

- a. 当初配分 2 回目及び追加配分を受けた場合の調整方法
 - ①整理番号 1～4 の単価を上限に一律に充当する。
 - ②整理番号 8 の単価を上限に充当する。
 - ③全ての使途で一律に追加助成を行う。
- b. 所要額が配分額を超過した場合の調整方法
 - ①整理番号 1～4 の単価を一律に減額し調整する。
 - ②全ての使途について、単価を一律に減額し調整する。

第4 その他事業の活用

水田フル活用ビジョンに基づく地域農業振興を实践するために次の事業を活用する。

- ①環境にやさしい安心・安全な農業推進事業
 - ②中核経営体育成支援事業
 - ③集落営農法人連合体育成事業
 - ④結びつき米等拡大加速化支援対策
 - ⑤指定産地等パワーアップ事業
 - ⑥新規就業者等産地拡大促進事業
 - ⑦水田農業等指導推進体制強化事業
- その他必要な事業